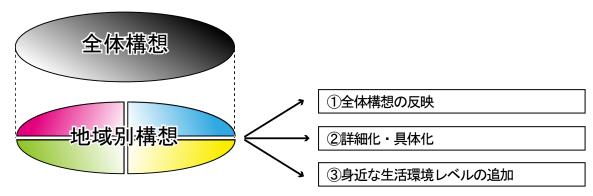
10 地域区分

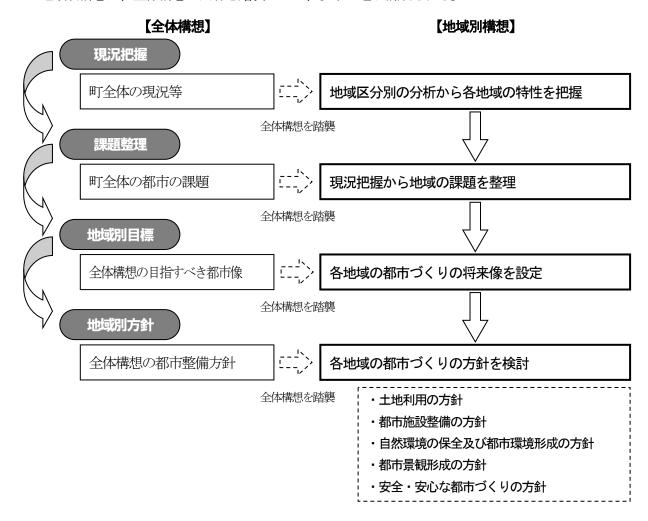
10-1 地域別構想とは

地域別構想は、全体構想を具体化するとともに、実現に向けた方策として、地域の特性を踏まえた計画を策定し、まちづくりを推進するものである。



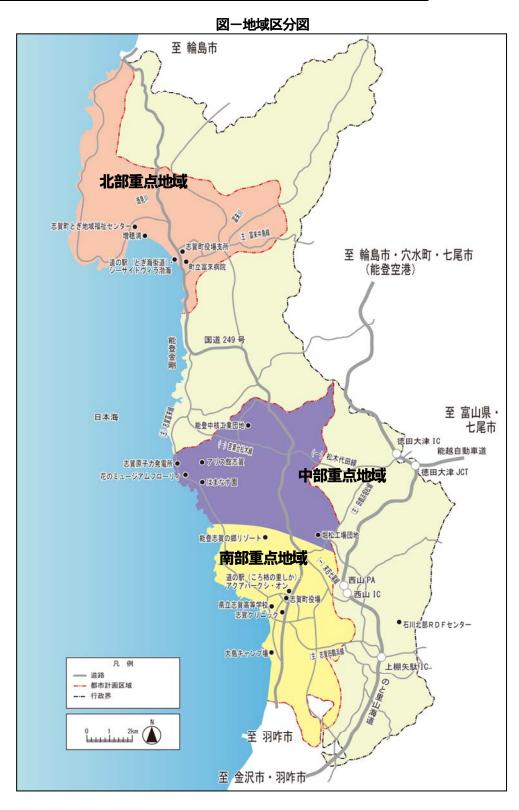
10-2 地域別構想の構成

地域別構想は、全体構想の内容を踏襲しつつ、以下の通り構成される。



10-3 地域区分

全体構想では、志賀町全体を踏まえたまちづくりの方針を示したが、地域別構想は、志賀町における都市計画区域の指定が行われている地域を中心とし、より具体的なまちづくりの方針を示すものとする。地域区分については、総合計画の位置付けを踏まえ、北部重点地域【富来都市計画区域】、中部重点地域【志賀都市計画区域】、南部重点地域【志賀都市計画区域(高浜地区周辺)】の3区分とする。



11 地域別の方針

11-1 北部重点地域

11-1-1 将来像

地域の課題などを踏まえ、北部重点地域の将来像(基本目標、基本方針)を以下に示す。

基本目標

交流拠点などを活かした富来地区の魅力的な街並みの形成と 6次産業を中心とした地域産業の活性化

基本方針

(1) 富来地区の魅力的でコンパクトなまちづくり

都市機能の集積のほか、公園、上下水道などの都市基盤、コミュニティバスなどの公共交通基盤を確保するとともに、魅力ある住環境や商業空間を形成し、富来地区の魅力的でコンパクトなまちづくりを推進する。

(2)海岸線を中心とした交流拠点を活かしたまちづくり

魅力ある商業空間の形成とあわせ、それら商業空間との連携を図りながら、増穂浦、道の駅(とぎ海街道)・シーサイドヴィラ渤海などの観光施設が集積する海岸線を中心とした交流拠点を活かしたまちづくりを推進する。

(3) 6次産業などの振興に寄与するまちづくり

富来地区において、就労の場と産業拠点の形成及び雇用の充実を図るとともに、地域産業の活性化に向けて、6次産業などの振興に寄与するまちづくりを推進する。

11-1-2 土地利用の方針

(1)住宅地区

- ・中心市街地(富来・東増穂地区)は行政、医療、福祉、教育などの住環境と調和した都市機能の集積や、商業地、沿道商業・業務地との近接性を活かした利便性の高い住環境の向上を推進する。
- ・密集住宅地などでは、狭あい道路の解消、公園等の整備に努め、防災性の強化を推進する。
- ・環状道路に囲まれた低未利用地については、定住人口の確保に向けた利便性の高い住宅地としての誘導を推進する。
- ・ 志賀町空き家情報の機能強化、その他住宅政策の充実などにより、空地・空家などを活用した新たな 住環境の整備などを検討し、高齢者や生活困窮者等の支援を強化する。

(2)商業地区

- ・商業地区については、空き店舗等の活用、歩けるまちづくりなどを推進し、商店街の活性化を図ると ともに、まちの顔として景観に配慮した魅力ある商業空間の形成を図る。
- ・(主) 富来中島線沿道に形成された商業地区との賑わいの連続性に配慮するとともに、景観に配慮した沿道型の商業・業務地の形成を図る。
- ・ 道の駅とぎ海街道周辺については、多くの人々が交流する場として、既存商店街との連携を図りなが ら、商業機能の充実を図る。
- ・海岸線の漁港周辺については、6次産業などの地域産業の振興を支える産業拠点としての土地利用を 誘導する。

(3)医療・福祉地区

・町立富来病院周辺は、地域の医療拠点として医療サービスの向上と施設の機能強化を図るとともに、 他の医療機関や福祉施設等との連携強化を図る。

(4)交流地区

・増穂浦・シーサイドヴィラ渤海などの観光資源の集積地は、海岸部の塩害の防止など、施設の適正な維持・管理、施設活用を推進するとともに、隣接する沿道商業・業務地区との連携を強化しながら、海岸線に連続した魅力ある観光拠点の形成を図る。

(5)集落・田園地区

- ・「能登の里山里海」を保全・継承するため、中心市街地に隣接した平野部に広がる優良農地の保全、耕 作放棄地の解消と有効活用などを推進し、集落地と調和した田園を保全・維持する。
- ・集落地については、適正な土地利用の誘導と無秩序な開発を抑制のもと、「能登の里山里海」として周辺の田園環境と調和した安全・安心な住環境の維持を図る。

(6) 自然環境地区

- ・高爪山、河内岳などから連なる緑豊かな山林については、山林の持つ水資源のかん養機能や山地災害 の防止機能等をふまえ、適正に保全・維持する。
- ・海岸部については、保安林の保全、海岸侵食対策などを推進し、海岸線の良好な自然環境の保全を図るとともに、住宅をはじめとする周辺施設との調和にも配慮する。

11-1-3 都市施設整備の方針

A 交通施設整備の方針

(1)主要幹線道路

- ・主要幹線道路である国道 249 号は、当該地域と志賀地域の中心市街地や隣接する輪島市を連絡する骨格的な道路であり、中心市街地の商業・業務地の賑わい創出、観光・産業・経済のさらなる活性化に寄与する道路整備を促進するとともに、安全で快適な走行性を確保する。
- ・国道 249 号は、第一次緊急輸送道路に位置付けられており、災害時において、地域への物資輸送や救 急救命活動などを円滑に行うことができるよう、道路機能の維持、防災機能の充実を図る。

(2) 幹線道路

・(主) 富来中島線は、国道 249 号とのと里山海道のインターチェンジとを連絡するとともに、隣接する 七尾市との交流を促進する東西道路であり、町内外のアクセス性の向上と交通の円滑化に向けた適切 な維持管理や機能充実、安全な走行性の確保を図る。

(3)補助幹線道路

- ・(都) 地頭里本江線、(都) 里本江八幡線については、幹線道路と合わせて中心市街地の外郭を構成する環状道路として位置付け、集散交通の円滑な処理や中心部への流入機能を強化し、緊急時における 避難路としての機能確保を図る。
- ・補助幹線道路は、住民意向を踏まえながら、安全な歩行環境や自転車通行環境の確保、バリアフリー 化などを推進する。

(4)公共交通

- ・コミュニティバスについては、地域住民の交通手段の一つとして利用状況も勘案しながら継続的な運行を検討していくとともに、バス停周辺では、バリアフリー化や冬期間の除雪対策などを推進し、バスの利便性や安全性の向上を図る。
- ・路線バスについては、バスターミナルを活かした交通結節機能の強化を図るとともに、当該地域と志賀地域の中心市街地等を連絡する重要な公共交通として、路線の運行支援に向けた関係機関との連携・調整を推進する。

B 公園・緑地整備の方針

(1)緑地空間・緑のネットワークづくり

- ・中心市街地(富来地区)については、地域住民が身近に活用できる街区公園などの適正な配置を検討する。
- ・西部総合公園については、地域の防災機能や交流機能なども含め、今後の整備の必要性や方向性を検 討する。
- ・増穂浦(能登リゾートエリア増穂浦)、なぎさ回遊公園は、能登半島国定公園に指定されている区域であり、特に海辺環境の保全に配慮しつつ、町民や来訪者が憩うことのできる多目的レクリエーション活動の場として機能強化を推進するとともに、適切な維持管理を行う。
- ・中心市街地(富来地区)の骨格をなす幹線道路、国道249号等については緑化に努める。
- ・富来川、酒見川などは、水辺空間の保全等を推進するとともに、河川緑地の保全を図る。

11-1-4 自然環境の保全及び都市環境形成の方針

(1) 自然環境の保全

- ・能登半島国定公園に指定されている海岸沿いの海辺環境、都市を取り巻く高爪山、河内岳、風吹岳などからなる山地・丘陵地の森林環境を保全するとともに、世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」を保全する。
- ・ 富来川、酒見川などについては、水質の保全、環境に配慮した護岸等の整備などにより、良好な河川 環境を保全する。

(2)都市環境形成

- ・循環型社会の構築を目指し、地域住民相互の連携等により、適正な廃棄物処理を推進する。
- ・行政・事業者と連携しながら地域住民の主体的取り組みによって、道路・公園などの定期的な清掃活動、沿道における花植え運動等を推進し、美しい都市環境の形成を図る。

11-1-5 都市景観形成の方針

(1) まちなみ景観

- ・中心市街地(富来地区)では、まちの顔として、隣接する住宅地と調和した魅力的な商業地景観の創出、街並みとしての統一化などにより、良好なまちなみ景観を形成する。
- ・中心市街地については、任意で締結された「富来流まちなみづくり協定」を踏まえ、和の意匠を踏襲 したまちなみ景観づくりを推進する。
- ・まちなみ景観の魅力を高める方策として、富来地区で導入されている建築協定、都市景観整備に資する制度、まちづくり条例等の導入などを検討する。
- ・国道 249 号沿道の商業施設については、地域の賑わいを演出するため、各店舗の独自性と統一感を兼 ね備えた景観を形成する。

(2)集落・田園景観

- ・集落については、集落地ごとの特徴的な景観資源を保全するとともに、無秩序な開発を抑制し、美し い集落景観を維持する。
- ・田園については、適正な維持管理、耕作放棄地の解消及び有効活用などにより、美しい集落景観と調和した田園景観の保全を図る。

(3)森林・海岸・河川景観

- ・高爪山、河内岳、風吹岳などからなる森林については、森林の適正な維持管理、里山を保全する各種 事業の推進などにより森林景観の保全を図る。
- ・連続する海岸線の持つ独自の景観を保全するため、保安林や眺望場所を保全するとともに、地域住民 と事業者・行政の連携した海岸清掃活動などを推進する。
- ・ 増穂浦については、特に海辺景観の保全に配慮しつつ、レクリエーションや観光を楽しめる空間としての魅力の向上を図る。
- ・富来川、酒見川などは、水辺空間の保全や水質浄化の促進、生態系の維持などにより、潤いのある水 辺景観を保全する。

(4)沿道景観

- ・国道 249 号などの主要幹線道路沿道については、石川県景観計画の基準を踏まえ、良好な景観創出に 努める。
- ・海岸線沿いの道路である国道 249 号、(主) 志賀富来線は、石川県の景観形成重要地域に指定されており、石川県景観計画の基準を踏まえ、良好な沿道景観を保全・育成する。

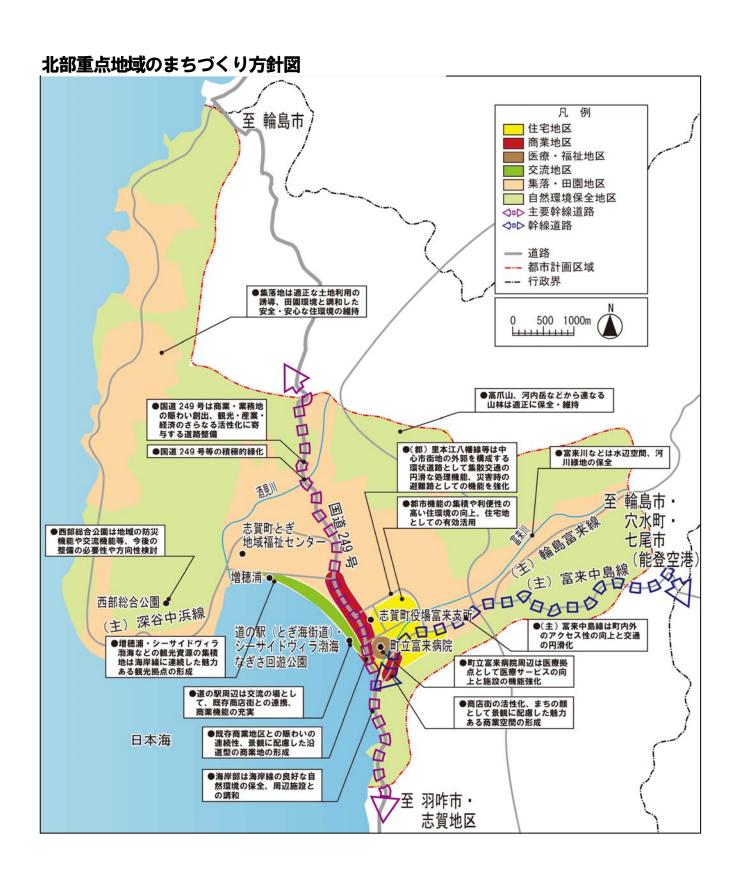
11-1-6 安全・安心な都市づくりの方針

(1)災害対策

- ・ 津波災害ハザードマップ等の周知や学習会の開催などを徹底し、地域住民の災害に対する意識の向上を図る。
- ・中心市街地の安全性を向上するため、公共建築物、住宅、事業所等の耐震化や不燃化・耐火を促進するとともに、道路や防火施設等の整備、公園・オープンスペースの充実により木造住宅密集地の解消を図る。

(2)避難・防災体制

- ・地震災害時に必要な物資を避難場所までに輸送できるように、第一次緊急輸送道路である国道 249 号の機能維持や、それと連絡する道路の機能維持や改善などを図る。
- ・公共公益施設の耐震性の確保、備蓄機能の確保等により、地域住民の避難場所としての機能強化を図る。
- ・地域住民に対しては、日常的に避難経路や避難場所の確認、地域での防災訓練の参加や自主防災組織 の活性化を促し、防災知識の普及と意識啓発を推進する。



11-2 中部重点地域

11-2-1 将来像

地域の課題などを踏まえ、中部重点地域の将来像(基本目標、基本方針)を以下に示す。

基本目標

工業・エネルギー産業を中心とした地域産業の活性化と 山間部の魅力的な憩い空間の保全

基本方針

(1) 工業をはじめとする地域産業の活性化に寄与するまちづくり

能登中核工業団地、堀松工場団地などの工業団地の立地を活かし、工業をはじめとする地域産業の活性化に寄与するとともに、若者などの雇用の充実を推進する。また、今後の社会動向を見極めながら、原子力発電所の立地を活かした地域の活性化を図る。

(2)レクリエーション空間を活かしたまちづくり

せせらぎ自然公園、不動の滝公園などのレクリエーション空間を適正に維持管理・活用することにより、人々の交流で賑わうまちづくりを推進する。

(3)豊かな自然環境を保全するまちづくり

能登半島国定公園に指定された海岸や、地域に広がる緑豊かな山林など、地域の自然環境を保全するまちづくりを推進する。

11-2-2 土地利用の方針

(1)産業・エネルギー地区

- ・能登中核工業団地及び堀松工場団地については、工業団地を適正に維持・管理するとともに、企業支援制度等の活用促進のほか、石川県などと連携した企業誘致を推進する。
- ・原子力発電所及びアリス館志賀、花のミュージアムフローリィなどの関連施設については、今後の社会動向を見極めながら、町民等の安全な生活環境を確保することを第一に考えた、エネルギー関連施設の立地を活かした地域の活性化を検討する。

(2)医療・福祉地区

・はまなす園周辺については、地域福祉を支える福祉拠点の一つとして施設の適正な維持・管理を推進 するとともに、高齢者等が利用しやすい施設環境の実現を図る。

(3)集落・田園地区

- ・「能登の里山里海」を保全・継承するため、海岸付近の平野部等に広がる優良農地の保全、耕作放棄地 の解消と有効活用などを推進し、集落地と調和した田園を保全・維持する。
- ・集落地については、適正な土地利用の誘導により、「能登の里山里海」として周辺の田園環境と調和した安全・安心な住環境の維持を図る。

(4) 自然環境地区

・緑豊かな山林については適正に保全・維持するとともに、自然豊かなせせらぎ自然公園周辺の環境保 全を図る。

11-2-3 都市施設整備の方針

A 交通施設整備の方針

(1)主要幹線道路

- ・主要幹線道路である国道 249 号は、当該地域と中心市街地(高浜地区、富来地区)を連絡する骨格的な道路であり、観光・産業・経済のさらなる活性化に寄与する道路整備を促進するとともに、安全で快適な走行性を確保する。
- ・国道 249 号は、第一次緊急輸送道路に位置付けられており、災害時において、地域への物資輸送など を円滑に行うことができるよう、道路機能の維持、防災機能の充実を図る。

(2) 幹線道路

- ・(主) 志賀富来線は、海岸線沿いに位置する原子力発電所周辺の産業・エネルギー拠点や主要な観光地への連絡道路であり、良好な沿道景観を保全・育成するとともに、観光・産業のさらなる活性化に寄与するよう、適切な維持管理と機能充実を図る。
- ・(主)田鶴浜堀松線、(一)松木代田線は、国道249号とのと里山海道のインターチェンジとを連絡するとともに、隣接する七尾市との交流を促進する東西道路であり、町内外のアクセス性の向上と交通の円滑化に向けた適切な維持管理や機能充実、安全な走行性の確保を図る。
- ・(主) 田鶴浜堀松線、(一) 若葉台松木線は、能登中核工業団地や堀松工場団地への連絡道路であり、 志賀町の工業振興、若者などの雇用の充実に寄与するよう、適切な維持管理と機能充実を図る。

・第一次緊急輸送道路である(主)田鶴浜堀松線、第二次緊急輸送道路である(主)志賀富来線については、災害時において、地域への物資輸送や救急救命活動などを円滑に行うことができるよう、道路機能の維持、防災機能の充実を図る。

(3)補助幹線道路

・補助幹線道路は、住民意向を踏まえながら、安全な歩行環境や自転車通行環境の確保、街路樹による 緑化、バリアフリー化などを推進するとともに、主要幹線道路や幹線道路との連携を強化し、緊急時 における避難経路の確保や住民の生活利便性の向上などを図る。

(4)公共交通

- ・コミュニティバスについては、地域住民の交通手段の一つとして利用状況も勘案しながら継続的な運 行を検討していくとともに、バス停周辺では、バリアフリー化や冬期間の除雪対策などを推進し、バ スの利便性や安全性の向上を図る。
- ・路線バスについては、当該地域と中心市街地(高浜地区、富来地区)を連絡する重要な公共交通として、路線の運行支援に向けた関係機関との連携・調整を推進する。

B 公園・緑地整備の方針

(1)緑地空間・緑のネットワークづくり

・せせらぎ自然公園、不動の滝公園は、周辺の自然環境を保全しつつ、緑を感じながらスポーツ・レクリエーションを楽しめる公園として機能強化を推進するとともに、適切な維持管理を行う。

(2)緑化の推進

・能登中核工業団地及び堀松工場団地、原子力発電所周辺については、緑豊かな自然と調和した工業地等とするため、工業団地や原子力発電所周辺の緑地を維持する。

11-2-4 自然環境の保全及び都市環境形成の方針

(1) 自然環境の保全

・能登半島国定公園に指定されている海岸沿いの海辺環境、都市を取り巻く山地・丘陵地の森林環境を 保全するとともに、世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」を保全する。

(2)都市環境形成

- 循環型社会の構築を目指し、地域住民相互の連携等により、適正な廃棄物処理を推進する。
- ・行政・事業者と連携しながら地域住民の主体的取り組みによって、道路・公園などの定期的な清掃活動、沿道における花植え運動等を推進し、美しい都市環境の形成を図る。

11-2-5 都市景観形成の方針

(1) まちなみ景観

- ・能登中核工業団地及び堀松工場団地周辺では、周辺の集落・田園景観からの見え方に配慮するととも に、自然との調和に配慮した緑化に努める。
- ・原子力発電所周辺では、周辺の緑豊かな自然と調和するよう施設周囲の緑地を維持する。

(2)集落・田園景観

- ・集落については、集落地ごとの特徴的な景観資源を保全するとともに、適正な土地利用誘導と連動した美しい集落景観を維持する。
- ・田園については、適正な維持管理、耕作放棄地の解消及び有効活用などにより、美しい集落景観と調和した田園景観の保全を図る。

(3)森林・海岸・河川景観

- ・ 当該地域に広がる森林については、森林の適正な維持管理、里山を保全する各種事業の推進などにより森林景観の保全を図る。
- ・連続する海岸線の持つ独自の景観を保全するため、海岸線や保安林を保全するとともに、地域住民と 事業者・行政の連携した海岸清掃活動などを推進する。

(4)沿道景観

- ・国道 249 号などの主要幹線道路沿道については、石川県景観計画の基準を踏まえ、良好な景観創出に 努める。
- ・海岸線沿いの道路である(主) 志賀富来線は、石川県の景観形成重要地域に指定されている能登金剛などの主要な観光地への連絡道路であり、石川県景観計画の基準を踏まえ、良好な沿道景観を保全・ 育成する。

11-2-6 安全・安心な都市づくりの方針

(1)災害対策

- ・震災時に迅速かつ適切な行動がとれるよう、町民・事業者への協力を呼びかけながら、地域のライフラインの点検、防災機能の充実・強化を図る。
- ・ 津波災害ハザードマップ等の周知や学習会の開催などを徹底し、地域住民の災害に対する意識の向上を図る。
- ・当該地域に位置する志賀原子力発電所については、安全性の確保を第一とし、地域住民をはじめ、全町民にいち早く必要な情報を提供するとともに、国・県・隣接市町及び関係機関と連携し、適切で迅速な防災対策を推進する。

(2)避難・防災体制

- ・地震災害時において、地域住民が安全に避難できる避難経路を確保するとともに、必要な物資を避難場所までに輸送できるように、第一次緊急輸送道路である国道 249 号の機能維持や、それと連絡する道路の機能維持や改善などを図る。
- ・地域住民の避難場所となる公園を充実するとともに、公共公益施設の耐震性の確保、備蓄機能の確保 等により、避難場所としての機能強化を図る。
- ・地域住民に対しては、日常的に避難経路や避難場所の確認、地域での防災訓練の参加や自主防災組織 の活性化を促し、防災知識の普及と意識啓発を推進する。

中部重点地域のまちづくり方針図



11-3 南部重点地域

11-3-1 将来像

地域の課題などを踏まえ、南部重点地域の将来像(基本目標、基本方針)を以下に示す。

基本目標

賑わいがあふれ、快適に暮らし続けることができる 志賀町の顔となる中心市街地の形成

基本方針

(1) 快適に暮らし続けることができるまちづくり

良好な住環境を保全しつつ、定住人口を維持するための受け皿となる利便性の高い住宅地を整備するとともに、都市機能の集積や、公園などの都市基盤などによって、志賀町の中心市街地において快適に暮らし続けることができるまちづくりを推進する。

(2) 志賀町の顔として賑わいのあるまちづくり

中心市街地の国道 249 号沿道を中心として形成された商業地の活性化や、景観にも配慮された魅力 ある商業空間の創出などによって、志賀町の顔として賑わいのあるまちづくりを推進する。

(3)交流拠点やレクリエーション空間を活かしたまちづくり

交流拠点となる道の駅(ころ柿の里しか)やアクアパークシ・オン、能登志賀の郷リゾートなどの 観光施設周辺や、柴木総合公園などのレクリエーション空間を適正に維持管理・活用することにより、 人々の交流で賑わうまちづくりを推進する。

11-3-2 土地利用の方針

(1)住宅地区

- ・中心市街地(高浜地区)の住宅地については、適切に住環境を保護することを基本としつつ、行政、 医療、福祉などの住環境と調和した都市機能の集積や、商業地、沿道商業・業務地との近接性を活か した利便性の高い住環境の向上を推進する。
- ・高浜地区の中心市街地部の低未利用地(国道 249 号東側)における若年層の定住人口の確保と人口流 出の防止に向けた受け皿としての新たな住宅基盤の整備にあわせ、中心市街地部における道路交通体 系を踏まえた都市計画道路の整備や、住民の憩いの場となる公園整備等を検討する。
- ・ 住環境整備が遅れている密集住宅地などでは、狭あい道路の解消、公園等の整備の充実に努め、防災性の強化を推進する。
- ・ 志賀町空き家情報の機能強化、その他住宅政策の充実などにより、空地・空家などを活用した新たな 住環境の整備などを検討する。

(2)商業地区

- ・商業地区については、空き店舗等の活用、歩けるまちづくりなどを推進し、商店街の活性化を図ると ともに、まちの顔として景観に配慮した魅力ある商業空間の形成を図る。
- ・中心市街地(志賀地区)において、賑わい拠点が分散しないように、商業地区から連続する国道 249 号沿道の沿道商業・業務地区との連携に配慮する。

(3) 沿道商業・業務地区

- ・国道 249 号沿道に形成された商業地区との賑わいの連続性に配慮するとともに、景観に配慮した沿道型の商業・業務地の形成を図る。
- ・ 道の駅ころ柿の里しか周辺については、多くの人々が交流する場として、既存商店街との連携を図り ながら、商業機能の充実を図る。

(4)交流地区

- ・大島キャンプ場周辺については、施設の老朽化を改善しながら施設活用を促進するとともに、能登半 島国定公園に指定された海岸などの自然環境を保全する。
- ・能登志賀の郷リゾートについては、緑豊かな自然環境を保全するとともに、住民や来訪者が自然の中でレクリエーション、スポーツ、自然学習などを行う交流拠点として整備・活用を図る。

(6)集落・田園地区

- ・中心市街地に隣接した平野部に広がる優良農地の保全、集落地と調和した田園を保全・維持する。
- ・集落地については、適正な土地利用の誘導により周辺の田園環境と調和した安全・安心な住環境の維持を図る。

(7)自然環境地区

・眉丈山などから連なる緑豊かな山林については、山林の持つ水資源のかん養機能や山地災害の防止機能等をふまえ、適正に保全・維持するとともに、能登志賀の郷リゾートなどの周辺施設との調和にも配慮する。

11-3-3 都市施設整備の方針

A 交通施設整備の方針

(1)主要幹線道路

- ・主要幹線道路である国道 249 号は、当該地域と北部重点地域や中部重点地域、隣接する羽咋市を連絡する骨格的な道路であり、中心市街地の商業・業務地の賑わい創出、観光・産業・経済のさらなる活性化に寄与する道路整備を促進するとともに、安全で快適な走行性を確保する。
- ・国道 249 号は、第一次緊急輸送道路に位置付けられており、災害時において、地域への物資輸送など を円滑に行うことができるよう、道路機能の維持、防災機能の充実を図る。

(2)幹線道路

- ・(主) 志賀田鶴浜線、(一) 末吉七尾線は、国道 249 号とのと里山海道のインターチェンジとを連絡するとともに、隣接する七尾市や中能登町との交流を促進する東西道路であり、町内外のアクセス性の向上と交通の円滑化に向けた適切な維持管理や機能充実、安全な走行性の確保を図る。
- ・第二次緊急輸送道路である(主)志賀富来線及び(主)志賀田鶴浜線については、災害時において、 地域への物資輸送や救急救命活動などを円滑に行うことができるよう、道路機能の維持、防災機能の 充実を図る。

(3)補助幹線道路

- ・(都) 福野川尻橋線については、幹線道路と合わせて中心市街地の外郭を構成する環状道路として位置付け、集散交通の円滑な処理や中心部への流入機能を強化し、緊急時における避難路としての機能確保を図る。
- ・高浜地区の中心市街地部においては、新市街地整備と合わせ、市街地の骨格となる補助幹線道路の整備促進を図る。
- ・補助幹線道路は、住民意向を踏まえながら、安全な歩行環境や自転車通行環境の確保、街路樹による 緑化、バリアフリー化などを推進するとともに、主要幹線道路や幹線道路との連携を強化し、緊急時 における避難経路の確保や住民の生活利便性の向上などを図る。
- ・地域内の長期未着手の都市計画道路は、新たな住宅地整備と合わせた整備検討を行い、市街地などに おける交通の円滑化を図る。

(4)公共交通

- ・コミュニティバスについては、地域住民の交通手段の一つとして利用状況も勘案しながら継続的な運 行を検討していくとともに、バス停周辺では、バリアフリー化や冬期間の除雪対策などを推進し、バ スの利便性や安全性の向上を図る。
- ・路線バスについては、高浜バスターミナルを活かした交通結節機能の強化を図るとともに、当該地域 と富来地域の中心市街地等を連絡する重要な公共交通として、路線の運行支援に向けた関係機関との 連携・調整を推進する。

B 公園・緑地整備の方針

(1)緑地空間・緑のネットワークづくり

- ・中心市街地(高浜地区)については、地域住民が身近に活用できる街区公園などの適正な配置を検討する。
- ・柴木総合公園は、総合公園の持つ多様な機能の強化を推進するとともに、適切な維持管理を行うとと もに、災害発生時にも活用できるよう、防災機能の充実を図る。
- ・ 志賀の郷運動公園は、周辺の自然環境を保全しつつ、緑を感じながらスポーツ・レクリエーションを 楽しめる公園として機能強化を推進するとともに、適切な維持管理を行う。
- ・西山台防災公園については、関係団体の防災訓練など日頃からの防災活動の拠点として活用のほか、 志賀オフサイトセンターの整備と合わせた防災拠点としての活用を推進する。
- ・大島キャンプ場は、能登半島国定公園に指定されている区域であり、特に海辺環境の保全に配慮しつ つ、町民や来訪者が憩うことのできる多目的レクリエーション活動の場として機能強化を推進すると ともに、適切な維持管理を行う。
- ・中心市街地(高浜地区)の骨格をなす幹線道路や国道 249 号等の沿道については、積極的な緑化を推進する。
- ・米町川及び於古川などは、水辺空間の保全等を推進するとともに、河川緑地の保全を図る。

(2)緑化の推進

・志賀町役場や各種文化施設等の公共施設周辺については、適切な緑化の管理を図る。

11-3-4 自然環境の保全及び都市環境形成の方針

(1) 自然環境の保全

- ・能登半島国定公園に指定されている海岸沿いの海辺環境、都市を取り巻く山地・丘陵地の森林環境を 保全するとともに、世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」を保全する。
- ・米町川及び於古川などについては、水質の保全、環境に配慮した護岸等の整備などにより、良好な河川環境を保全する。

(2)都市環境形成

- ・循環型社会の構築を目指し、地域住民相互の連携等により、適正な廃棄物処理を推進する。
- ・行政・事業者と連携しながら地域住民の主体的取り組みによって、道路・公園などの定期的な清掃活動、沿道における花植え運動等を推進し、美しい都市環境の形成を図る。

11-3-5 都市景観形成の方針

(1) まちなみ景観

- ・中心市街地(高浜地区)では、まちの顔として、隣接する住宅地と調和した魅力的な商業地景観の創出、街並みとしての統一化などにより、良好なまちなみ景観を形成する。
- ・西山台の住宅地については、緑に包まれた魅力的な住宅景観の保全を図る。

(2)集落・田園景観

- ・集落については、集落地ごとの特徴的な景観資源を保全するとともに、美しい集落景観を維持する。
- ・田園については、適正な維持管理、耕作放棄地の解消及び有効活用などにより、美しい集落景観と調和した田園景観の保全を図る。

(3)森林・海岸・河川景観

- ・ 眉丈山などからなる森林については、森林の適正な維持管理、里山を保全する各種事業の推進などにより森林景観の保全を図る。
- ・能登志賀の郷リゾートについては、緑豊かな自然環境と調和しつつ、町民や来訪者が憩える空間として森林景観の保全・活用を図る。
- ・連続する海岸線の持つ独自の景観を保全するため、保安林や眺望場所を保全するとともに、地域住民 と事業者・行政の連携した海岸清掃活動などを推進する。
- ・大島キャンプ場については、特に海辺景観の保全に配慮しつつ、レクリエーションや観光を楽しめる 空間としての魅力の向上を図る。
- ・米町川及び於古川などは、水辺空間の保全や水質浄化の促進、生態系の維持などにより、潤いのある 水辺景観を保全する。

(4)沿道景観

- ・国道 249 号などの主要幹線道路沿道については、石川県景観計画の基準を踏まえ、良好な景観創出に 努める。
- ・海岸線沿いの道路である(主)志賀富来線は、石川県の景観形成重要地域に指定されており、石川県 景観計画の基準を踏まえ、良好な沿道景観を保全・育成する。

11-3-6 安全・安心な都市づくりの方針

(1)災害対策

- ・ 震災時に迅速かつ適切な行動がとれるよう、町民・事業者への協力を呼びかけながら、地域のライフラインの整備・点検、防災機能の充実・強化を図る。
- ・ 津波災害ハザードマップ等の周知や学習会の開催などを徹底し、地域住民の災害に対する意識の向上を図る。
- ・中心市街地の安全性を向上するため、公共建築物、住宅、事業所等の耐震化や不燃化・耐火を促進するとともに、道路や防火施設等の整備、公園・オープンスペースの充実により木造住宅密集地の解消を図る。

(2)避難・防災体制

- ・地震災害時において、地域住民が安全に避難できる避難経路を確保するとともに、必要な物資を避難場所までに輸送できるように、第一次緊急輸送道路である国道 249 号の機能維持や、それと連絡する道路の機能維持や改善などを図る。
- ・ 志賀オフサイトセンターの整備を推進するとともに、地域住民の避難場所となる公園を充実するとと もに、公共公益施設の耐震性の確保、備蓄機能の確保等により、避難場所としての機能強化を図る。
- ・地域住民に対しては、日常的に避難経路や避難場所の確認、地域での防災訓練の参加や自主防災組織 の活性化を促し、防災知識の普及と意識啓発を推進する。

南部重点地域のまちづくり方針図



12 まちなか整備地区

12-1 地区の設定

南部重点地域の高浜市街地部は、行政機関や教育機関、商業機能が集積する志賀町の核となる箇所であり、旧志賀町の中心市街地である。

このため、高浜市街地部についてはこれら都市機能の集積利便性を活かす観点から、右図に示す(都) 上棚上野線、(都)福野川尻橋線などから構成される環状道路を中心としたまちなか整備地区を設定し、 良好な居住環境の形成に向けて住宅基盤整備や開発誘導を行うものとする。

12-2 基本目標

- ・志賀町役場や道の駅ころ柿の里しか、国道 249 号沿道の商業施設など都市機能が集積する利便性を活かし、多様な世代が住まい、交流する新たな居住基盤づくりによるまちなか定住の促進を図る。
- ・細街路が多く、木造住宅が密集する既成市街地については、道路改良等により安全で安心な住環境の 形成を図る。
- ・石川県立志賀高等学校や志賀中学校、高浜小学校などの教育機関が集積していることから、通学路となるアクセス道路の歩道整備等、誰もが安全で安心して歩ける歩行空間の形成を図る。

安全・安心で利便性の高い、住み良い住環境の形成による 定住促進と中心市街地の活性化

12-3 まちづくりの方針

(1)住宅基盤整備エリア

- ・国道 249 号東側の低未利用地については、豊かな自然環境と教育拠点への近接性を活かした新たなま ちなか定住を促す基盤として、多様な住まい方に対応した良好な住宅基盤整備を行う。
- ・基盤整備を促し周辺地域との連絡強化を行うとともに、安全で安心な歩行空間を確保するため、新たな骨格となる道路や環状道路を構成する道路等の整備を推進する。
- ・地区住民の憩いの場として、前川沿いに新たな緑地空間の整備を行う。

(2) 住宅開発誘導エリア

- ・住宅基盤整備エリアに隣接する一帯については、骨格となる道路の整備に伴って新たな開発が想定されることから、既存住宅地との調和に配慮しつつ、計画的かつ適正な住宅地開発の誘導を行う。
- ・地区を東西方向、南北方向に通る骨格となる道路沿道については、地域ニーズを踏まえつつ、地域住 民の利便性向上の観点から、沿道利用型の開発を適正に誘導する。

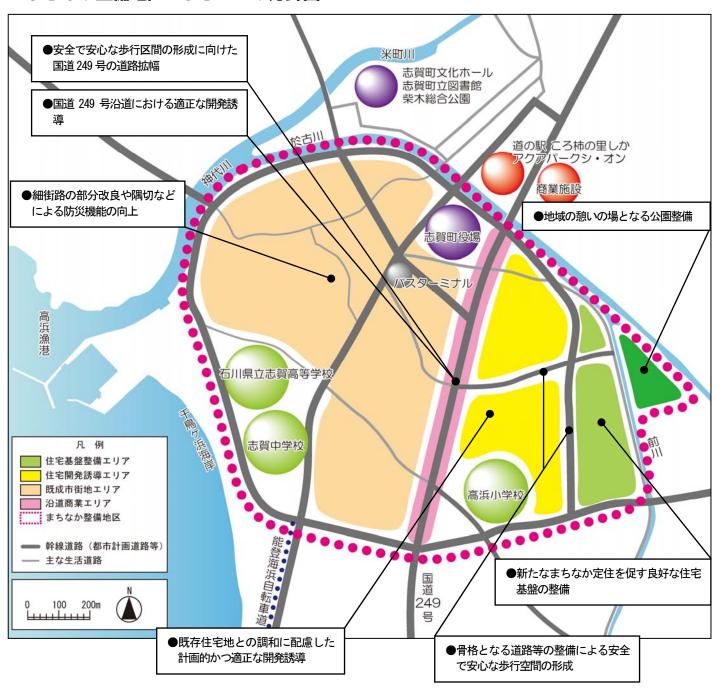
(3) 既成市街地エリア

・国道 249 号西側の既成市街地については、地域コミュニティの分断要素となっている(都)中央通り線を廃止し、細街路の部分改良や交差点の隅切などにより地域の防災機能の向上を図り、安全で安心な住環境の形成に努める。

(4) 沿道商業エリア

- ・国道 249 号については、行政施設や教育施設にアクセスする基幹道路であることから、安全で安心な 歩行空間の形成を図るため、道路拡幅等の推進に努める。
- ・既存の商業施設が立地している沿道一帯については、志賀町の中心市街地である高浜地区に相応しい 顔づくりと賑わい創出に向けて、沿道利用型の商業施設の適正な開発誘導を行う。

まちなか整備地区のまちづくり方針図



13 実現化方策

13-1 町民・事業者と行政による協働体制の確立

近年、都市計画マスタープランの策定にあたっては、地域のことは地域に住む住民が決めるといった「地域主権」が推し進められており、都市計画マスタープランの各種事業を実現するには、町民・事業者と行政の協働によってまちづくりを推進することが重要である。

そのため、町民・事業者が、まちづくりに積極的に参画できる機会を拡大していくとともに、町民と 行政がまちづくりに関する情報を共有できる環境を整えていくことが求められる。

(1) 町民がまちづくりに参画する機会の拡大

- ・都市計画に関する各種事業を計画・実施する際には、町民・事業者などからの事前提言や意見を事業 に十分に反映するため、地区懇談会、まちづくりワークショップの開催など、町民・事業者が計画策 定に参画できる機会の拡大を推進する。
- ・町民・事業者などの意向を十分に把握するため、必要に応じて、アンケート調査、パブリックコメント等を実施する。



町民・事業者と行政の協働イメージ

(2) まちづくりに関する情報提供・共有

- ・地区懇談会、まちづくりシンポジウムなどの開催を通じて、町民・事業者などが求めるまちづくりに 関する情報の提供・共有を推進するとともに、町民・事業者のまちづくりに対する参画意識の向上を 図る。
- ・ 志賀町のホームページや広報誌に都市計画マスタープランの内容を分かりやすく掲載するほか、都市 計画マスタープランの概要版やパンフレットの配布により町民・事業者への周知を図る。

(3)町民によるまちづくり活動のサポート

- ・都市計画マスタープランなどの方針に基づき、積極的にまちづくり活動に取り組む団体・組織のまちづくり活動をサポートする。
- ・町民が主体となって積極的かつ継続的にまちづくり活動に取り組むことができるように、志賀町の将来を担う若者を中心とした地域リーダーなど、人材の育成を図る。

13-2 実行性と継続性のある計画の運営・管理体制の確立

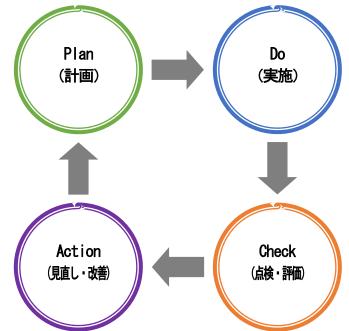
町民と行政の協働によるまちづくりの推進にあたっては、町民に対して計画・各種事業に関する十分な説明と理解が得られる運営・管理体制を構築するとともに、町民の意向を反映しながら、必要に応じた見直しを行うなど、実行性と継続性が担保される計画とすることが求められる。

(1) 実行性のある計画の運用・管理

- ・都市計画に関する各種事業を計画・実施する際には、庁内関係各課の連携強化、職員の人材育成などの事業推進体制を充実させ、計画・各種事業の実現性の向上を図る。
- ・身近な公園、生活道路の清掃美化などの管理については、町民・事業者の協力を求め、計画・各種事業の実現性の向上を図る。
- ・ 広域的な都市づくりの視点をふまえ、国、県、隣接市町との連携を強化し、国・県事業及び隣接市町 間における円滑な事業を推進する。
- ・都市計画に関する各種事業の実行性を担保するため、進捗状況をチェックする行政及び町民・事業者 などから構成される審査機関などの組織化を検討する。

(2)継続性のある計画の運用・管理

- ・都市計画に関する計画・各種事業については、刻々と変化する社会情勢に対応するため、PDCAのサイクルに基づき、計画のローリングによって長期的な運用・管理を行う。
- ・社会情勢の変化や法制度の改定などの変化要因、時代のニーズによって変化する町民・事業者の意向に柔軟に対応するため、必要に応じて、計画・各種事業の見直しを行う。



PDCA サイクルに基づく継続性のある計画の運用・管理イメージ